

地域おこし協力隊に対するクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業等 支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この業務は、起業などの事業プランで、地域課題の解決や地域活性化に資するものを実施しようとする地域おこし協力隊員（退任後3年以内の者を含む。以下同じ。）による事業プランを募集し、富山県（以下、「県」という。）が認定した事業プランに対して、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し資金調達を支援し、地域おこし協力隊員の県内定着率向上に資することを目的とする。

2 委託業務の概要等

- (1) 委託業務名 地域おこし協力隊に対するクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業等支援業務
- (2) 業務内容（仕様） 別紙「地域おこし協力隊に対するクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業等支援業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和5年3月17日（金）まで

3 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 事業プランとは、本業務において地域おこし協力隊員がクラウドファンディング型ふるさと納税を活用して実施する事業プランをいう。
なお、本業務において支援対象とする事業プランは、県が別に実施する事業プラン評価委員会（仮称）において決定する。
- ② クラウドファンディング型ふるさと納税とは、クラウドファンディングを活用して行うふるさと納税のことをいう。
- ③ 地域おこし協力隊員とは、県内で地域おこし協力隊員としての活動経験がある者（任期中の者又は退任後3年以内の者）で、県内への定住を予定している者をいう。

4 委託料の額の上限額

金1,870,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この上限額とは別に、契約手続きの中で予定価格を設定するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての項目を満たしている単独事業者又は複数の事業者で構成する共同企業体とする。

- (1) 単独事業者
 - ① 本業務を実施するうえで十分な経験と知識を有すること。
 - ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

③ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

④ 会社法（平成17年法律第86号）第 475条若しくは第 644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

⑤ 宗教団体又は政治活動を主たる活動の目的とした者でないこと。

⑥ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店 若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者

(2) 共同企業体

① 共同企業体の各構成員が、(1)①から⑥に掲げる全ての項目を満たしている者であること。

② 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。

③ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。

④ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独事業者又は他の共同企業体の構成員でないこと。

⑤ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

ア 目的

イ 共同企業体の名称

ウ 構成員の氏名又は名称及び住所又は所在地

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

- カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
- キ 構成員の責任
- ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- コ 解散後の瑕疵担保責任
- サ 取引金融機関
- シ その他必要な事項

6 プロポーザル参加手続等

(1) 本プロポーザルへの参加申込方法

本プロポーザルに参加を予定する場合は、「参加申込書（様式1）」を令和4年5月17日（火）午後5時00分（必着）までに提出すること。

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式2）」を令和4年5月12日（木）午後5時00分（必着）までに提出することとし、電話及び口頭による質問は受け付けない。

質問に対する回答は、(1)の参加申込を行った全ての者に対して令和4年5月16日（月）までに行う。

(3) その他

(1)及び(2)に定める様式の提出先は、「13 提出先・問合せ先」に同じ。

提出方法は電子メール又はファクシミリとし、(1)に定める様式の提出にあたっては必ず電話で着信の確認を行うこと。

7 企画提案書等の提出

別紙「地域おこし協力隊に対するクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業等支援業務仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

次の書類（日本産業A列4番用紙縦に記載したもの）を1組とし、5部（正本1部、副本4部）提出すること。

ただし、①については、正本1部のみの提出とする。

なお、提出書類は返却しない。

① 地域おこし協力隊に対するクラウドファンディング型ふるさと納税を活用した起業等支援業務企画提案書（様式3）

② 企画提案書（様式は任意）

・次の事項について、仕様書の業務内容に沿って記載し提案すること。

ア 事業プラン実行に係る支援内容

・県が認定した事業プラン（最大10件程度）を実行する地域おこし協力隊員に対し、寄附金の目標金額の設定や寄附者への返礼の内容、ウェブサイト等に掲載する現行の編集

等への支援を行う。

- ・寄附金の目標額は、概ね75万円から 100万円程度とする。

イ 事業プランのPR

- ・本プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）が運営するウェブサイトには事業プランを掲載するとともに、県内外に対して十分な周知・PRを行い、寄附金を募集する。

ウ 寄附金の取扱い

- ・参加者は、本業務の実施にあたり、寄附金に係る県の指定納付受託者となる。
- ・集めた寄附金は、目標金額を達成した場合に、県が定める期間内に、県に対して全額を払い込む。

エ 業務報告

- ・集めた寄附金の件数及び金額、寄付者情報（氏名、住所、連絡先、ワンストップ特例申請希望の有無、個別の寄付金額等）の内訳を、県が定める期限までに、表計算ソフトウェア形式等により県に報告する。
- ・委託期間の終了までの間に、本業務の成果を取りまとめ、発注者に報告する。
報告の形式は、文書並びに文書データを格納したCD又はDVD各1部とする。

③ 経費見積書（様式は任意）

- ・本業務の実施に伴う全ての経費を算出し、見積書を提出すること。また、経費の内訳が具体的にわかるように記載すること。
- ・代表者印を省略する場合は、次のウェブページに記載の内容に従うこと。

「富山県との契約手続きにおける押印の省略について」

<https://www.pref.toyama.jp/1800/seikatsu/ouinshoryaku2.html>

④ 業務実施体制報告書（様式は任意）

- ・本業務の実施体制（参加者全体の体制図、業務実施にあたっての連携体制・人員配置（役職、資格、経験等及び専任又は兼任の別等を含む）、県との連絡・協議手段等）を記載すること。
- ・寄附金の流れを記載すること。

⑤ 業務実績調書（様式は任意）

- ・これまでに履行した主な類似業務の以下の項目について、一覧形式で記載すること。

ア 業務名

イ 受託業務の場合は委託者名

ウ 事業費（受託業務の場合は契約金額）

エ 実施時期

オ 業務概要

(2) 提出期限

令和4年5月23日（月）午後5時00分（必着）

(3) 提出先及び提出方法

ア 提出先 「13 提出先・問合せ先」に同じ

イ 提出方法 郵送又は持参による。

※ 持参の場合の受付時間は、開庁日午前 8 時30分から午後 5 時00分まで

8 受託候補者選定方法等

(1) 審査方法等

提出された企画提案書等の内容について、書面審査を実施し、本業務の実施に適切な参加者を受託候補者として決定する。

なお、審査日は参加申込締切後に調整する。

(2) 審査結果等

審査結果は、後日、書面で採否のみ通知する。

また、審査結果に対する異議申立てはできないものとする。

9 審査の観点

(1) 業務実施体制と実績

- ・業務目的や業務内容を十分理解した実施体制や実施方針、提案内容であるか。
- ・参加者が運営しているクラウドファンディングのプラットフォームが、十分なプロジェクト募集件数、成立件数等の実績を有しているか。

(2) 事業プランを実行する地域おこし協力隊員への支援

- ・寄附募集ウェブサイトへの掲載にあたり、事業プラン企画段階から寄附や共感を得られるような原稿作成等の支援を期待できるか。
- ・金融機関等との連携により、事業プランの実行に向けたサポートが行われるか。

(3) 事業プランの周知

- ・事業プランのPR方法が優れているか。
- ・メディア等を活用し、広く県内外へのPRが行われるか。

(4) その他

- ・本業務を円滑かつ確実に実施できるスケジュールとなっているか。
- ・委託料の料率が適当な水準に設定されているか。

10 契約

県と受託候補者は、契約内容を協議し、協議が調った場合に契約を締結する。

契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更又は修正する場合がある。

11 その他留意事項

(1) 提出する案は、参加者 1 者につき 1 案とする。

(2) 次に掲げる場合については、提案を無効とする。

ア 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合

イ 本プロポーザルに関する条件、予め指示した事項等に違反した場合

(3) 本プロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とする。

(4) 本プロポーザル参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。

12 スケジュール（予定）

令和4年4月28日（木）	調達公告、参加申込開始
令和4年5月12日（木）午後5時00分	質問書提出締切
令和4年5月17日（火）午後5時00分	参加申込締切
令和4年5月23日（月）午後5時00分	企画提案書等提出締切
令和4年5月下旬	書面審査 受託候補者決定及び採否の通知 委託契約締結、業務開始
（令和4年6～7月）	（事業プラン募集）
（令和4年8月）	（事業プラン評価委員会（仮称）、認定）
令和4年9月	事業プランに係る寄附募集内容の作成支援
令和4年10～12月中旬	寄附（ふるさと納税）募集
令和4年12月中旬	寄附（ふるさと納税）募集結果を県に報告
令和5年3月17日（金）まで	業務完了報告
令和5年5月末まで	委託料支払

13 提出先・問合せ先

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室中山間地域対策課

〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号

電話番号：076-444-9605

ファクシミリ番号：076-444-4561

電子メールアドレス：aoneteamtoyama@pref.toyama.lg.jp